



資料10

# 県立障害者支援施設の方向性について ～当事者目線の障がい福祉の実現に向けて～

令和5年8月25日  
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

Kanagawa Prefectural Government

## 目 次

- 1 議会での知事の答弁
- 2 県立施設の概要
- 3 将来展望検討委員会の提言
- 4 中井やまゆり園支援改革プロジェクトチームの提言
- 5 当事者目線の障害福祉推進条例
- 6 今後の県立施設の方向性
- 7 「(仮称)県立施設の方向性ビジョン」の作成

# 1 議会での知事の答弁（6月20日）

**(質問)** 今後の県立施設のあり方についてどのように検討を進めていくのか。

## (知事)

将来展望検討委員会からは、大規模施設は管理的、閉鎖的。民間の中にも先進的な取組をしているとの指摘。県立は規模縮小の上民間移譲を検討すべきとの提言。

- 中井の取組を持続するため組織執行体制の見直しが必要。
- 老朽化が著しい愛名、しらとりは対策について検討が必要。
- 7つの施設の方向性を年内を目途に「（仮称）県立障害者支援施設の方向性ビジョン」としてまとめていく。

# 2 県立施設の概要

## <県立施設の位置>



### 3 将来展望検討委員会の提言（令和4年3月）

#### （1）県立施設の方向性

県立施設は率先して地域生活移行に取り組む。  
また、規模を縮小の上、民間移譲も視野に入れた検討を行う。

##### ＜規模縮小の考え方＞

###### ○ 大規模施設の問題点

- ・ 集団生活で行動障がいのある人には不向き。
- ・ 閉鎖的で管理的な支援に陥って、身体拘束に頼る支援が繰り返されてきた。
- ・ 状態像をより重篤なものに変容させていくという構造的な課題。

###### ○ 望ましい定員規模

- ・ 個室化、小規模ユニット化を進めていき、施設全体で小規模化を進め、津久井・芹が谷と同じ60名程度の定員としていく。

《一人ひとりに目が行き届く施設で、本人の望む生活を支援することが可能》

#### （2）県の役割の方向性

研究、人材育成は県の役割である。

4

### 4 中井やまゆり園支援改革プロジェクトチームの提言 (令和5年5月)

#### （1）中井やまゆり園における不適切な支援

県が把握した91件の情報のうち、虐待と認定9件、不適切な支援と判断8件  
(虐待と認定された事案例)

- ・ 居室の天井が便まみれとなっている環境で食事をさせていた。
- ・ 肛門内にナットが入っていたことに対し、速やかに原因究明・救急対応のための行動をとらなかつた。
- ・ 居室施錠したままこまめに状況確認をしなかつた。

→民間の支援改善アドバイザーによる実践指導など、利用者支援やガバナンスの改善を進めているが、改革は途上

#### （2）プロジェクトチームの提言

- ・ 民間の支援改善アドバイザーがいなくなった後、改革が後戻りしないか懸念
- ・ 3～4年という短期間での人事異動、硬直化した予算執行等、県直営の運営は限界
- ・ 当事者目線の障がい福祉を実践し、持続していくためには、柔軟かつ迅速な意思決定や、当事者目線の支援ができる人材の確保・育成が必要
- ・ 施設は「利用者の人生を支援する場」として、適切な運営体制を検討すべき

5

## 5 当事者目線の障害福祉推進条例（令和5年4月施行）

### 県の主な責務・役割

#### ア 県の責務（第4条）

- 当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策策定、実施
- 障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発

#### イ 意思決定支援の推進（第10条）

- 意思決定支援の推進に関する情報提供、相談及び助言等の体制整備、研修実施

#### ウ 支援手法に関する調査研究（第22条）

- 障害特性に応じた支援手法の確立を図るための先進的取組の情報収集、調査研究

#### エ 人材の確保、育成等（第26条）

- 人材の確保、育成及び技術向上を図るための情報提供、研修その他の必要措置

#### オ 障害福祉サービス提供事業者の責務（第7条）

- 地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努める

条例の範を示すため、県立施設が率先して実効性ある取組を実践



6

## 6 今後の県立施設の方向性

① 県立施設は小規模化の上、基本は民間移譲

② 県立施設として存続すべき施設の役割

- 当事者目線の先駆的な支援
- 重度障がい者の地域生活移行
- 福祉科学研究・人材育成

→ 上記役割を効果的に果たすため、独法化も含めて  
**組織執行体制を検討**

7

## 7 「(仮称)県立施設の方向性ビジョン」の作成

現状と課題、役割等を踏まえて、今後の各施設の方向性や組織執行体制を検討し、県議会、利用者やその家族等と調整を図りながら、「(仮称)県立施設の方向性ビジョン」を年内を目途に作成する

### <スケジュール>

令和5年6月 ビジョンを作成することを知事が答弁しました。

(今後) 利用者・家族会等に検討の考え方や内容を説明します。

### <ビジョンの骨格>

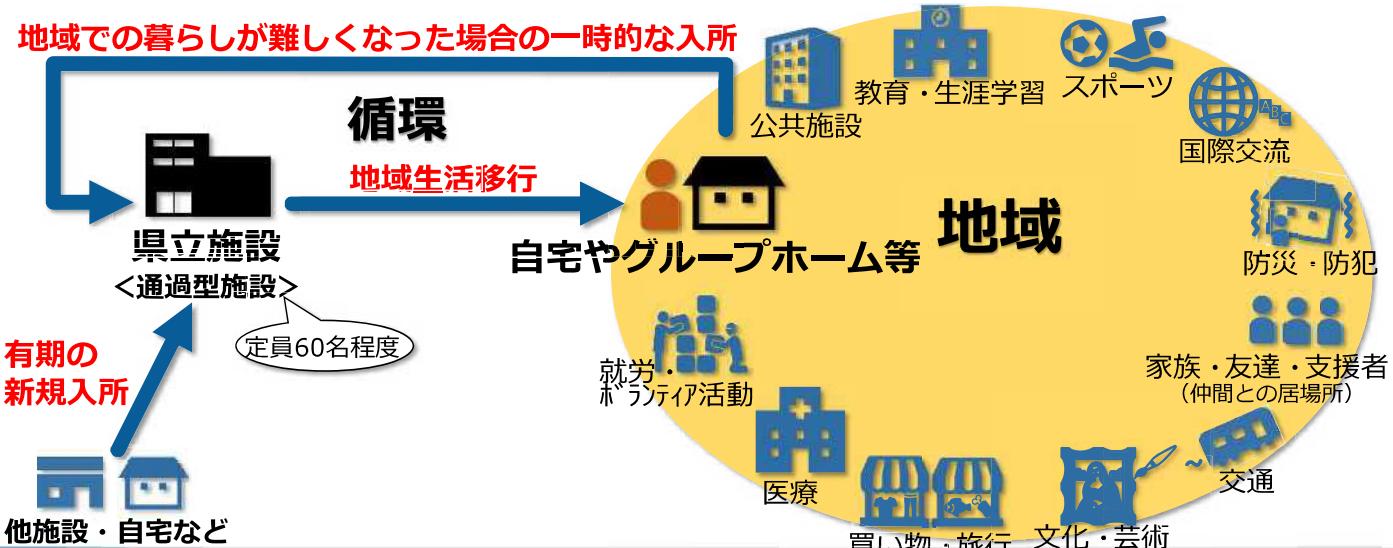
- ・現状と課題
- ・外部委員会からの提言
- ・県の考え方
- ・各施設の方向性
- ・組織執行体制
- ・スケジュール

## 【参考1】存続すべき県立施設の取組イメージ

県立施設は、現入所者の地域生活移行を進めるとともに、通過型施設として

- 地域での暮らし難しくなった場合の一時的な入所の受入
- 有期での新規入所の受入

を行い、新たに受け入れた入所者の地域生活移行を進める



## 【参考2】地方独立行政法人とは

民間主体では必ずしも実施されないおそれがある事業を、効率的・効果的に行わせるために、地方公共団体が設立する法人

〈設立団体と法人のかかわりを県で例えると・・・〉

- 県知事が理事長の任免権を持つ。
- 法人の運営に必要な金額を県（設立団体）から交付できる。
- 県は法人の中期目標を定め、その実績を評価する。
- 法人が作成した中期計画を県が認可する。

→柔軟な人事制度による職員の確保育成や法人理事長による柔軟迅速な決定が可能になり、当事者目線の支援が持続的に実施できるようになる。

（改善が見込まれる例）

- ・ 施設の汚れや破損の迅速な修補が可能となる
- ・ 同じ職員による長期支援が可能となる
- ・ グループホームや生活介護事業所等、支援に必要な施設等の設置運営が容易となる
- ・ 事業内の予算の組み換え等、柔軟な予算執行が可能となる

〈障害者支援施設を運営する独立行政法人の先行事例〉

Kanagawa Prefectural Government

国立のぞみの園…重度の知的障害がある人を対象とした社会福祉施設

10

## （2）地方独法化の先行事例

法人名(設立年月)	地方独法化の主なメリット
<b>病院機構 (22年4月)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人・病院が独自に採用できるため、迅速な採用が可能</li><li>・ 職員定数の制限がないため、7：1看護基準への対応や医師等の増員が可能</li><li>・ 事務職員のプロパー化により、診療報酬制度や病院経営に精通した職員の養成・配置ができるため、効率的な経営が可能</li><li>・ 中期的な視点で、計画的に職員体制や施設・機器の整備を実現可能</li></ul>
<b>産業技術総合 研究所 (29年4月)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究開発費を確保するための管理法人機能の付与や、単年度予算主義からの脱却による柔軟な予算執行が可能</li><li>・ 専門人材を柔軟に確保できる体制の構築や、企業支援の幅広いノウハウを継承するための独自の人材育成が可能</li><li>・ 大学や他機関とのネットワークや相互に資源を活用できる体制の構築が可能</li><li>・ 新規成長分野への迅速な対応のため、柔軟かつ計画的な設備機器の整備が可能</li></ul>
<b>保健福祉大学 (30年4月)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 理事長を中心とした一体的な組織体制でトップマネジメントが強化され、意思決定が迅速かつ柔軟になるため、大学の自立性が高まる</li><li>・ 大学独自の効果的な教職員の人事制度により教育・研究・地域貢献・国際貢献機能の充実に向けた人材の確保が可能 (例 教職員のクロスアポイントメント制度の導入)</li><li>・ 単年度主義によらない大学独自の予算編成により、企業や他大学との柔軟な連携が可能</li></ul>

11